

令和 6 年度（3 月）
紀の国森づくり基金運営委員会
議 事 録

開催日時	令和 7 年 3 月 21 日（金） 午前 9 時 30 分より
開催場所	和歌山県薬剤師会館 2 階 中会議室

令和 6 年度（3 月）
紀の国森づくり基金運営委員会次第

日時：令和 7 年 3 月 21 日（金）9：30～

場所：和歌山県薬剤師会館 2 階 中会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

- (1) 令和 7 年度紀の国森づくり基金活用事業予算について
- (2) 紀の国森づくり基金活用事業実施要綱の一部改正について
- (3) 紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱の一部改正について

4. 閉 会

令和6年度（3月）
紀の国森づくり基金運営委員会出席者

出席委員

■	委員
■	委員
■	委員
■	委員
■	委員
■	委員

計6名

県関係出席者

森林整備課	課長	東 彰則
〃	副課長	太田 和樹
〃	課長補佐兼班長	中村 剛二郎
〃	主査	今原 資紀
〃	技師	加藤 菜々子

令和6年度(3月)紀の国森づくり基金運営委員会

日時：令和7年3月21日(金) 9時30分より

場所：和歌山県薬剤師会館 2階 中会議室

開 会 午前9時27分

太田副課長

少し早いのですが、全員おそろいになりましたので、始めさせていただきますと思います。

委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます森林整備課副課長の太田と申します。どうぞよろしくお願いします。

まず初めに、ご出席いただいております委員の皆様をご紹介します。

■ 委員でございます。

■ 委員でございます。

■ 委員でございます。

■ 委員でございます。

■ 委員でございます。

■ 委員でございます。

[各委員一礼]

太田副課長

それでは、委員会に先立ちまして森林整備課長の東からご挨拶申し上げます。

東課長

皆さんおはようございます、森林整備課長の東と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、紀の国森づくり基金運営委員会の開催に当たりまして、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方におかれましては、平素から森林・林業行政の推進につきまして格段のご指導とご鞭撻を賜っておりますことをこの場をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて、近年、異常気象が多くなっていると身にしみて感じているところでございますが、最近の出来事といたしましては、先日の岩手県大船渡市での大規模な山林火災があり、市の面積の約

9%に当たる 2,900 ヘクタールという広大な面積が焼失したと聞いています。

この燃え広がった原因としましては、2月の降水量が2.5ミリで平年の約6%と極端に少なかったこと、また20日連続乾燥注意報、さらに強風注意報もたびたび出されていたということで、極端な乾燥と強風が大きな要因であったという研究者の報告がございいます。

このように、地球温暖化が進むと冬の日本でも極端な乾燥、強風など異常気象と言われるものが増えて山火事が起こりやすくなるという災害リスクも高まります。そういったことから、気候変動を少しでも緩和するという役割を担うこの緑豊かな森林を、健全な状態で守り育て、次の世代に引き継いでいくためにも有効な施策を今後とも進めていきたいと考えてございます。

本日の運営委員会で予定しております議事につきましては、「令和7年度紀の国森づくり基金活用事業予算について」、「紀の国森づくり基金活用事業実施要綱の一部改正について」、それと「紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱の一部改正について」の案件でございます。

議事の1つ目「令和7年度紀の国森づくり基金活用事業予算」につきましては、前回8月の基金運営委員会の席でご説明させていただきました令和7年度事業について、予算が議会で承認されましたのでご報告させていただきます。

議事2つ目「紀の国森づくり基金活用事業実施要綱の一部改正」につきましては、紀の国森づくり基金創設当初から実施されておりました公募事業が終了することに伴って要綱の見直しを行いましたので、ご報告させていただきます。

議事の3つ目「紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱の一部改正について」につきましては、現在、運営委員会は対面のみの開催となっておりますが、やむを得ない理由等によって会議を開催することができない場合は、書面での開催が可能となるよう要綱の見直しを行いたいということで、ご説明させていただきます。

委員の皆様におかれましては、活発なご議論、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

太田副課長

次に、紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第4条第3項の定足数ですが、議決権を有する委員数8名に対しまして本日ご出席の委員が6名と、過半数に達しておりますので、本委員会が有効に成立したことをご報告いたします。

次に、お手元の資料の確認をお願いします。

まず「令和6年度(3月)紀の国森づくり基金運営委員会次第」、これが1枚物でございます。続きまして「紀の国森づくり基金運営委員会委員名簿」、これが1枚物でございます。続きまして「令和6年度(3月)紀の国森づくり基金運営委員会配席図」、これが1枚物でございます。それから「令和7年度紀の国森づくり基金活用事業について」、これが2枚ございます。それから「紀の国森づくり基金活用事業実施要綱の一部改正新旧対照表」、これに関しましては8枚ついてございます。それから「紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱の一部改正新旧対照表」、これが2枚ついてございます。

以上、配付漏れ等はございませんか。

それでは、本日の議事録につきまして、発言委員名を伏せて県のホームページで公開しますので、ご承諾のほうよろしく願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第4条第2項により、会議の議長は委員長が当たることとなっておりますので、■■■■委員長、よろしくお願いします。

■■■■委員長

はい。委員長の■■■■でございます。

皆様、本日は年度末の大変お忙しい時期にもかかわらず、早くからご参集いただきましてありがとうございます。

まず、紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第7条第1項に基づき、本日の議事録署名人を私のほうから指名させていただきます。

■■■■委員と■■■■委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

[両委員うなずく]

■■■■委員長

それでは、議事に入りたいと思いますが、平成19年度第1回

の委員会で決定しましたとおり、審議につきましては自由な議論を行うため非公開にしたいと思います。

そのため、報道関係の方、傍聴者の方がいらっしゃるかどうかの確認をいたします。事務局いかがでしょうか。

加藤技師

報道関係の方、傍聴者の方は、いらっしゃいません。

■委員長

はい、いらっしゃらないそうですので、議事に移りたいと思います。

冒頭、ご挨拶の中にもありましたように、今回は公募事業が終了するという節目の年にありまして、そういう意味では皆様からたくさんご意見をお伺いする、そんな貴重な機会となるかと思えますので、ぜひ積極的に議論を行っていただければと思います。

それでは、議事の1つ目「令和7年度紀の国森づくり基金活用事業予算について」です。

当局からご説明をお願いいたします。

中村班長補佐

森林整備課の緑化推進班中村と申します。よろしくお願いいたします。

それでは「令和7年度紀の国森づくり基金活用事業の予算について」、資料1を基にご説明させていただきます。

失礼ですが、座って説明させていただきます。

まず、「資料1」、最初のカラーのページをご覧ください。

この表を基に、前回8月の運営委員会におきまして公募事業終了に伴う紀の国森づくり基金活用事業の再編について説明させていただきました。

1枚めくっていただいて、「令和7年度紀の国森づくり基金活用事業予算概要」という表をご覧ください。

この内容について、令和7年度の当初予算として議会に承認されました。令和6年度との対比になっておりまして、抜粋して説明させていただきます。

まず、一番上の「森林公的管理」ですが1,633万7,000円の減となっています。これにつきましては土地の境界の確定が山奥になるほど難しくなっており、購入の進捗が伸び悩んでいるという理由で減となっております。

上から3つ目の「人工林の広葉樹林化」につきましても4,658

万 7,000 円の減になっていますが、これは要望ベースで予算計上させていただいているところです。これまで実施しやすいところから事業を実施してきたという経緯がありまして、まだまだ実施が必要な箇所はあるのですが、用地的な話を詰めてからでないと言算計上できないということで、今回減になっているところでございます。

それから、「森林景観づくり」の中の「県民参加の森づくり」ですが、これは公募事業廃止に伴って新たに拡充された事業です。市町村や地域住民が主体となって実施する市町村民参加型の森林整備等を推進する事業で、500 万円新たに計上させていただいております。

それから、「花粉症対策」の「花粉症対策母樹園整備」、これについては 1,278 万 2,000 円の減ですけれども、令和 6 年度で圃場の整備がほとんど終わりまして、これからは運営、維持管理の経費がメインになりますので減となっております。

それから続いて、その下の「紀の国緑育推進」の「緑育推進」ですけれども、公募事業廃止に伴って、これまでは小中学校が対象でしたが、非営利団体が実施主体になって緑育的な活動を行えるように事業の一部改編を行いましたので、863 万 6,000 円の予算となり、増となっております。

最後、一番下から 3 番目の「公募事業」については廃止になりましたので、1,000 万円の減となっております。

以上で、「令和 7 年度紀の国森づくり基金活用事業予算について」の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございました。

ただいま説明を終わりましたけれども、各事業あるいは事業全体につきまして何かご質問等ございませんか。

委員

1 ページ目の新旧対照、これの説明ほとんどありませんでしたが、今の予算の増減でその話もしているということになりますか。ここでどんな点が大きく変わった、なくなった、増えた、その話をしてもらおうほうが分かりやすいかなと思ったので。

中村班長補佐

8 月の時点でこの話をさせていただいたので、今回割愛させていただきました。

このカラーのページについては、これまで五月雨的に新しい事業を追加してきたことで、事業体系が分かりにくくなっている部分を整理し直した、というのが主な内容です。加えて、公募事業の廃止に伴い「県民参加の森づくり」と「緑育推進」について新たに500万ずつ追加計上させていただいております。

東課長

分かりやすく言うと、事業がたくさんあったので、それを大きくくり化して分かりやすい形に再編した、あくまでも前あった事業をメニュー化したという感じになっています。

公募事業につきましては、大きく分けて木育キャラバンのような木育的、緑育的、そういった教育的な部門と、地域の人で地域の山を守っていこうという、地域で取り組む森林整備の2つに大きく分類されます。近年、過疎化・高齢化に伴って、コミュニティ的なものが疎遠になってきましたので、地域の山を地域住民で守っていくことが今後必要になると考え、これまであった通常の補助金の事業に組み込んだり、市町村民の森に組み込んだり、ということを行っています。

委員長

ほか、いかがでしょうか。

委員

何点か教えてください。

予算額が約1割減になっています。

これまで基金を活用して森づくりやしていきたいところから、個別の事業を見たら理由は説明されていますが、方針として大きく転換されたのかなと、この額だけ見れば、そういう気がしないでもありません。その辺の方針の部分について教えていただきたいということがまず1点目です。

それから、2点目。

公募事業はもうやらないということだったと思いますが、前々からこの公募事業については同じ団体が実施しているとかいろいろ議論がありましたが、6年度でやめるということになっていたのかどうか教えてください。採択したところは3年ぐらい支援するというように、そういうことを前にやっていたと思うのですが、6年度当初からこういう予定だったのかどうかということをお教えてください。それが2点目です。

それから、母樹園整備、もう整備が終了したということだった

のですけれども、この量だけ苗木の母樹を整備するということが当初決めていたのかどうか。今年度からこうなることは6年度の段階で分かっていたという説明だと思いますが、その点もう一度教えてください。

それから、人工林の広葉樹林化ということで、これが大きく削減されていますが、この理由をもう一度教えてください。

それから、最後1点。この森林公的管理は御留林の話ですか。

中村班長補佐

そうです。

委員

境界が難しいので売ってくれるところがない、というのは理解していますが、たまたま今年は買えないから購入予定に合わせて減らしているのか、今後これについては方向性としてもう縮小していくのかどうか、そういうことが決まっているのであれば教えてください。

東課長

予算が下がった方向性の話ですけれども、これについては令和6年度も、4億6,000万～7,000万ほど当初予算は見ていたのですが、森林整備課以外の各担当課室で実施している事業もありまして、そのようなことを踏まえてこの要望額で予算組みをしていたのですけれども、今年もいろいろ諸問題があつて、2月補正で約1億円減額補正されている状況になっています。

そういったことから、7年度につきましては、中身を精査いたしました結果、約5,000万円落ちているという状況になっています。

それと2番目、公募事業につきましては、今回紀の国森づくり基金事業は第4期目になっているのですけれども、第4期が始まる前の段階で、応募団体も減って似たような団体しか応募していない状況が続いており、見直しが必要だというご意見をいただいておりますので、第4期が始まった時点で6年度末をもって終了する方向で決めています。

母樹園整備については、先ほどほとんど終わったという話ですけれども、実際には、今年もあります。

5年度はスギの閉鎖型の母樹園を作り、6年度からはヒノキの母樹園に取り組んでいるのですけど、苗木につきましては関西育種場という国の団体から苗木を提供していただくのですが、一度に

全ての苗木を提供していただく訳ではないため、7年度で最終苗木をいただいて終了という形になります。そのため、植付けなどの費用を7年度の予算で計上させていただいております。

広葉樹林化につきましては、戦後間もない頃に尾根筋や痩せ地に投資目的でスギ・ヒノキを植えたという経緯があり、そのような場所で間伐や手入れがされずに育っていない森林について、昔からある県の照葉樹林に替えていこうということで、第4期から始まっています。

その中で、平成30年に台風の風倒で大分倒れたところがあったので、そういったところの放置された山をこの基金事業で広葉樹林に植え替えて、森林の木を早期に復旧させていこうとずっと取り組んでいたのですが、今後そういったところが減ってきた中で、森林所有者さん、森林組合さんなどの事業体を通じて、該当箇所がないですかということで、そういった方向性で今後進めていこうということで若干減ってございます。

公的管理につきましては、自然環境室——今「自然環境課」に変わっていますが、新御留林というのは公有林化を図っていたのですが、地域の森林組合さんなどから情報を得てリストアップしてやっていたのですが、初めは購入しやすいところから買ってきたのではないかと思うのですが、やっぱり奥地なので境界がはっきりしない、その境界の隣の方の所在が分からないとか、そういった中で境界が確定できないところが残ってきているという状況の中で、県で購入する分がなかなか前へ進まないという状況になっているということのようです。

中村班長補佐

公募事業の終了について、補足させていただきます。

公募事業終了に伴って県民参加の森づくりと緑育推進事業で補助事業化する方向ではいるのですが、委員長とも相談させていただいた中で、やはり事後でもいいのでその活動内容について評価を行い、意見を付して実施団体に伝え、それに対するフィードバックをもらうというところまでをきちっと公表しておかないと、県民に対する説明責任が果たせないのではないか、ブラックボックス化するのではないか、また、それをやることでPRにもつながるのではないかというご意見を委員長からいただいておりますので、そういう仕組みがうまく回るような形でいけないかというところを今後、事務局のほうで検討させていただきますので、そ

の点よろしく願います。

委員

詳しい説明ありがとうございました。

御留林、当初買いやすいところから買ったわけじゃなかったと思います。大事なところから買っていったのでは。ただ、なかなかスタートの頃から買いにくかったことは事実なので、一定買ってきたらもう買えるところが少なくなっているのはよく理解できます。

全体的にご説明よく分かりました。

1点だけ花粉の少ない苗木の供給というところの部分で、ヒノキやりますよと、ただ、その苗木も売ってくれるところがなくなっていますよ、という話でしたかね。

東課長

特定母樹という、花粉が少ない母樹というのが貴重なので、国の研究機関で増殖した苗木をいただくという形になります。

委員

分かりました。ただ、今、世の中花粉症の人も非常に多いですし、国民病とも言われているので、これからも細々とでも地道に努力をして、林業センターで開発できるか分かりませんがそれでも努力をして、ここは継続してやってもらえればと思います。

東課長

今の目標としては令和 17 年になるのですが、県内から生産される苗木を全て花粉症対策の苗木にしようということで母樹園の整備を行っています。

それと、現段階では花粉症対策苗木のほうが普通の苗木より若干高めになります。その高くなった分については植えられる所有者さんの負担もかかってきます。植えて欲しいという普及もするのですが、それによって負担もかかってくるので、それではなかなか普及が進まないということで、この基金事業でその増える分については補填しているような状況になっています。

委員長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

委員

上から 4 番目の竹林の対策ですけど。

先ほど説明はなかったかと思うのですが、竹林そのものが減っ

ているというふうには見えないですけども、予算減額されているのは何か理由があるのですか。

中村班長補佐

これも実際、要望ベースで予算計上しているので若干の減にはなっているんですけども、ほぼほぼ平年並みの予算計上にはなっております。

■ 委員

地権者からの要望が減っているということですか。

東課長

あくまでも人家周辺の竹林対策という形になりますので、高齢化なり、過疎化なりというものも若干影響があるのかなという気もしますし、その辺の分析はまだしてはなないのですけれども、やはり要望が若干減っているという状況にはあると思います。

■ 委員

この場合、健全な里山づくりということとも関わってきますのでね。

東課長

はい。その辺も併せて今回、公募事業から見直しし、地域住民の森というところとも若干ダブってくるとは思うのですけども、一部竹林も入ってくる可能性はあります。

■ 委員長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

■ 委員

今の花粉症対策の話ですけど、県内の山行きの苗木の全部をそれにしようとしているのですか。

東課長

そうです。少花粉と特定母樹です。

■ 委員

特定母樹——今までどおりのものですか？

東課長

少花粉は1%未満の花粉量、特定母樹というのは50%未満でエリートツリーの遺伝子を持つ苗木という形になります。

■ 委員

それは、元は全部県外産ですよね。

東課長

はい。一部県内産の無花粉で、無花粉は育種場で育てたもので

す。

委員

富山の。

東課長

いや、県内でも検討中です。

委員

それは方針としてね、それでいくのであればそれをどうこう言うつもりはないのですけども。

東課長

はい。その方向です。

委員

ただ、私が入った頃、県営種子採取事業というのが始まった頃だったので、県外からいろんな優良母樹みたいなのを採ってきて、それで接ぎ木とかやっていたのだけれど、山持ちさんから「系統の分からんもん、和歌山県でそれ植えて育て、樹種、材種、そんなんも分からへんようなもの持ってきて何喜んでんのや」と怒られたことがある。

それは、林業は50年、60年かかるから、結果を見てから実施していたらなかなか何もできない。方向としてそういう方向でいきますというのはいいのですけれど、そういう話って出ていないですか？ 全部そんなのにしていいのかって。

委員

出ています。

今原主査

私も以前に母樹園の整備のところで担当した者ですけども、母樹園を進めるに当たって、県内の事業体の皆さんに聞き取りをさせていただきました。

やはり県内産というのを求められてはいたのですけども、現状、試験場で県内産の選抜を行っているのですが、今、母樹園として整備するまでには至っていないので、ただ和歌山県も今まで挿し木ではなしに、かねて全国からいろいろ取り入れていた歴史もあって、そういう状況の中で現状、花粉を減らすためには努力していただきたいということで、県外のものを取り入れることは許容いただいていたのです。

ただ、花粉に当たっても、少花粉やなしにエリートツリーもというところで、特定母樹のほうを選ぶこともやむを得ないという

ことで意見もあつて。将来的には、課長も言いました試験場で育てたものに少しずつ替えていくという流れではいます。ただ、現状そこでやむを得ないというところで、多くの林業事業体の方々とか種苗会社の方々には一応説明してご理解をいただいた経緯はあります。

委員長

ありがとうございます。

委員

まず今の苗の件ですけど、従来、中辺路とか精英の母樹林があつて、その事業自体はすぐやめてしまうつもりなのか、しばらくするのか。今、種を種苗者に提供して、それを育てていって我々もそれを買っているのですが、これは将来の話ですけど、国が90%全部替えるとかいろいろ言っていると思うのですが、そっこのほうはどういうスケジュールなのかということをまず。

東課長

一応、令和17年には今の特定母樹なり少花粉の母樹がマックスの供給量が見込めるであろうという想定の下にありますので、それまでは今の精英樹の母樹林も活用しながらやっていくしかないのです。

今の精英樹の母樹林も大分木が大きくなって、その種子の採取には大分苦労はしているのですけれども、あくまでもそれまではこれでしのいでいくしかないのかなと。

委員

10年というのは国の一応方針でもあるという……

東課長

そうですね、あくまでもそういった中で将来の供給量を苗木の需要量に見込んだ母樹園を今整備してございます。

委員

その続きで、まず広葉樹林化のところで、説明のところに「生育不良や気象害等」とあるのですが、この「等」というのはまずどういう意味なのかというのが1つと。

その中に、シカの被害とかで山が全滅したときでも対応できるということも含まれているのか、「等」の説明をひとつお願いしたい。

あと、この森林の被害調査というのは具体的に今、私どものほうに植林して5年目の調査、今は農のほうが担当ですかね、依頼

で、時々電話かかってきて、おたくの植林地見に行きたいということで、よく5年目ぐらいになったら来られるのですけれども、そういう調査を考えておられるのか。また、保護管理や防除方法等、具体的にイメージ持っておられたら教えていただきたいと思います。

それと、先ほど■■■■委員のほうからあった御留林の話ですけども、私具体的にいろいろ東課長にも相談したことが最近あるのですが、確かに境界とかそういう問題は起こっています。でも、分筆したり何かしたりすることによってクリアできないかなと、現場の者とかいろいろ話ししてそういうこともちょっと検討していただきたい。

今、特に紀南地域は地籍調査が非常に遅れていまして、10%もいっていない古座川町は非常に低いのですけれど、高速道路が通っている部分だけしか地籍調査がほとんど終わっていないという状況なので。

ただ、今、日本全国といたら、世界全部そうなのですから、資源管理の時代に入っていると思うのです。漁業も捕獲量を制限して、北欧に倣って日本も資源管理を始めています。

日本の林業といった場合に、特に和歌山県の場合、民有林が95%—自然林中心の国有林5%ですよね。全体見たら日本全体30%ぐらい国有林であるわけですけども。私はこの御留林って、前の知事から進められたと思うのですけども、そういうことも考えておられるのかなと。市町村とかとも話しすると、国である程度持ってもらわないと、寄附と言われても市町村で管理なんかできないと。国で持ってほしいという意見も最近結構強く出てきている中で、ほかの県は知りませんが、三重県とか和歌山県、奈良県——奈良県も和歌山県も95%は民有林なので、その資源をある程度公的に管理していくのは、将来、和歌山県として必要なかどうかということも踏まえて私は検討していただきたい。

技術的な面というのは多分、東課長さんの知恵でいったら何とかクリアできると思うのですけど、時間とお金はかかるか分かりませんが、何らかの見通しがとれるように思います。

■■■■委員長

ありがとうございます。

東課長

広葉樹林化の「気象害等」の「等」の分についてと、先ほどの

御留林の関係で答えさせていただきます。

この「等」につきましては「気象害等」ということで、1つ実績としましては山火事で燃えて、機能が低下している場所の植え替えをやったところがございます。

そのほかですと、気象害等で山火事であるとか病害虫であるとか、そのようなことが想定されるのかなと考えています。

御留林につきましては、先ほど■■■■委員からありましたように、過疎化、高齢化によってやっぱり所有者が離れてしまうということもあり、行政的にも問題があるだろうと考えています。

そのような問題意識の中で、法律において、相続の際に登記を義務化するようになっており、土地のほうは国庫帰属法ということで国のほうに帰属します。その代わり、法律でいくと管理費も自己負担という形になっていますので、ハードルが高いという面で、お金払ってまで、国に管理してもらおうというのはなかなか進まない一因になっているのかなという形になります

そういったこともある中で、この公的管理、基金の中で寄附というものを第4期の中で入れさせてはいただいています、寄附を県のほうで受け入れるとしても、今後の管理が県負担になってくる中で、そもそも寄附の山林を受け入れるというものが賛否両論ある中で、この基金事業で制度としてつくったのですけども、なかなか進んでいないという状況になっています。

そういった中で、御留林につきまして、自然環境課のほうと今後協議して方向性を考えていきたいなと思います。

■■■■委員長

よろしいでしょうか。

中村班長補佐

森林被害調査についてですが、和歌山県をメッシュで区切って過去5年以内に植林された場所をピックアップした上で、所有者の了解の得られる場所について糞の塊を調査し、シカがどれぐらいいるのかを想定する、といった方法をとらせていただいております。

■■■■委員

その保護管理とか防除方法を検討というのは。

東課長

これについては、鳥獣害対策課という課がその頭数を調べて保護管理計画というものを県でつくっています。そういったことを、

分析する資料としてこの調査を行っています。以前であれば、無作為の調査でしたが、紀の国森づくり基金事業でやっていく意義という面も考慮した中で、去年おとしぐらいから植栽地についてもどんな被害があるのかをその調査の中で含めていただいているという状況になっています。

委員

これって700万円で年間何カ所ぐらいやっていますか。

東課長

県内一円で、モニタリングで何カ所かやるという形だと思います。

委員

私どものところに2年に1回ぐらい来るのですが、相当やっているのですかね。

先ほどちょっとお答えいただいた人工林のその「等」のところに、例えばシカ被害で全滅しましたと、もうスギ、ヒノキ植えてもまたやられるといった場合に、広葉樹林で余り食われないような広葉樹を植えてしまうというのは、それは対象外ですか。

東課長

それは花粉症対策の植え替えのところで、補助制度はつくっています。

というのは、一旦スギ、ヒノキを植えてネットを囲んで植えたけども、シカに食われて全滅した、そういったところについては国庫補助の対象にならないという形になりますので、そのようなところが放置されて公益的機能が落ちるということもよくないということで、再投資というものも所有者さんになかなか理解が得られないこともありますので、そういったところの対策で花粉の少ない、花粉症対策ということの中で支援していくという部分も現在メニューとしてつくっています。

委員

この広葉樹林化のところでは、要は広葉樹——クスとか、シカに食われないものを植える、そういう選択肢はないということですね。

東課長

広葉樹林化ということで、スギ、ヒノキじゃなしに広葉樹林で植え直しする場合がこの補助の対象になります。

委員長

ありがとうございます。
ほか、いかがでしょうか。

委員

一番上の森林の公的管理のことですけども、先ほど委員も課題があると認識していますという発言もございましたし、委員からも和歌山県全体で見たら95%は人工林で、5%が自然林という指摘もございましたが、ある程度自然性の高いこの5%の森林は、和歌山県本来の自然を残す最後の砦です。

ここには動物も植物も含めて多くの絶滅危惧種が生き残っているわけで、そのような現状を認識したうえで、この事業というのはやはりいろいろ困難はあることは私も知っていますけども、ぜひ進めていただきたいなと思っております。

委員長

ありがとうございます。
ほか、いかがでしょうか。

1点気になったのは、やっぱりこの紀の国森づくり基金活用事業が一応要望ベースで積み上げて、必要なメニューは用意してそこに要望を積み上げていく、そのやり方自体はありだとは思いますが、やっぱりどこかを強化したいとか、これは積極的に推進していきたいというものが予算にはあらわれる。それは委員もおっしゃった方針というような話だと思うのですけども。

例えば、公的管理でこれだけ今ちょっと困難があるといったら、その困難を分析して、それをもっとどうしたら進んでけるだろうかというふうなことを示さなければならないと思いますし、広葉樹林化にしましても、そういうことが必要な場所が限られてきている。もうやるべきところはやったからなのか、それともやっぱり、竹林なんかも含めて高齢化という問題が本当に深刻になってきているということを感じるのですけれども、どこにネックとなっている部分があるかということにはちょっと気を配って、必要なところはやっていくという考え方が非常に重要なのではないかなと思いました。

あと、「広葉樹林化」というふうに事業名としてまとめられているのですけれども、私この事業名はこれでいいのかなと何となく不安なところがあります。

と言いますのは、要はこの部分というのは主として林業ではない部分の森林をどう支援していくか、森づくりを支援していく

かというところに相当すると思うのですが、イコール広葉樹林化なのか、みたいなところが気になります。

なので、この事業が果たすべき目的って何なのだと。広葉樹林化の前にこれが何を目的とする事業なのかというところを考えた事業名にしないと、ちょっと趣旨が分からなくなる。外から見てもちっと分かりにくいかなという気がしています。

環境林整備という話になるのか、環境林というだけでもないということもあって、里山ということが入るのか、ちょっとその辺り考えどころだと思いますけども、この辺りをもう一回検討していただいたほうがいいかなと思います。

あともう一点、公的管理の話も今日大分出て、改めてその重要性を認識した次第なのですけども。

やっぱり主として林業をする森林と、それ以外の森林、含めて県土の森林をどう整備していくのか、どういう方向を目指すのかということが改めて問われているのだと思うのですよね。それは課を超えて、鳥獣被害なんかも含めてどうそれに取り組んでいくかという、そういう何か一つのビジョンみたいなものが改めて必要になる。

例えば、広葉樹林化推進というのはこのためにあるのですという、あるいは公的管理、御留林のところはこの部分ですと、御留林をどのように管理していくかというのは、それは確かにどういう財源を使ってくるかというのは非常に大事な話だと思いますけども、国有林の社会的意義とも関わってくるのですが、国有林がない和歌山においてそういう——国有林的な機能を果たす森林は必要だろうという議論は当然あり得るわけですけども、そういう中でこの部分も和歌山県域としてどう取り扱っていくかもやっぱり改めて大きく位置づける。そういうことが必要になってきているのかなというのが、今回の予算の立て方を見ても感じた次第です。

では、ほかの議題に参りまして、また何かありましたら、最後にご意見いただければと思います。

委員長

では、続いて2つ目「紀の国森づくり基金活用事業実施要綱の一部改正について」です。

説明をお願いいたします。

それでは、資料2に基づいて説明させていただきます。

「紀の国森づくり基金活用事業の実施要綱の一部改正」ということで、めくって1枚目に左右に並んだ表がございます。

これは右側が現状で、左側が改正後ということになっているのですが、今回この公募事業の廃止に当たって、この要綱の中では公募事業ではこのようなことができるという内容を記載しており、この内容に沿って事業を実施していくという、事業全体を規定するような要綱になっているのですが、今回公募事業が廃止になりますので、これについて上の「次代へつなぐ森づくり」と「森林を守り育てる意識の醸成」の中に、今まで公募事業でできると書かれていた内容を溶け込ませる作業をさせていただいております。

右側に丸で囲った数字があると思いますが、これについては左の、例えば上の①のところで読むことができるという形で圧縮して記載させていただいているところです。これについても委員長と相談させていただきまして、これまで具体的な内容が記載されていたものを圧縮してしまうと、その精神というか、こんなこともできるよねというところが失われてしまう可能性があるので、これまで書かれていた内容については、文書として残しておいたほうがいいのか、とアドバイスいただいておりますので、そのようにさせていただこうかと考えております。

それから、最後から2枚目の「別表(第2条関係)」というところですけども、これについてはこの一番頭の要綱で、こんな協定書をつくりなさいというところをうたわせてもらっていたのですが、事業が細分化していく中で、それぞれの事業に合わせた協定書を要領の中で定めようという方針で、今回この要綱からは削除させていただきたいと考えております。

「紀の国森づくり基金活用事業実施要綱の一部改正について」の説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございます。ただいま説明がございました。

少し補足すると、主な要綱の改正のところは、この公募事業が終了するに際して表として含まれております要綱の中に入っていた具体的な公募事業の、こんなことが公募事業の対象であるという、その表の部分がなくすという話ですけども、これはこれまでの運営委員会の中で何が公募事業に相当するかというのをいろんなことを議論しながらつくられてきた我々としての一つの見解な

わけです。

だから、これをまた圧縮すると、今度、市町村のほうで様々な事業を県民参加で行っていく場合に、これはこの基金の対象だろうか何だろうか、また同じような表をつくるのではないかと。なので、これは公募事業をこちらでやっていたときはこういう考え方でやっていたというのをそのまま残して、それを要綱から外すとしても何らかの形で引き継いだらどうかと、そういうことを少し意見として述べさせていただきました。

それでは、今の事務局の説明に対しまして何かご質問等ございますか。いかがでしょうか。

この公募事業の部分の表をなくすということ以外に、先ほどの第4のところで病虫害防除等の事業にあつては、いわゆる5条森林以外も対象にするという話ですね。

委員

要綱の改正そのものではないのですけれども、里山の整備というのは継続して上がっていますね。

東課長

はい。

委員

で、内容としては、竹林のことが書かれているのですが、里山を整備した結果としての里山の森をどういうふうに運営しているかが全然見えないのですね。

と申しますのは、本来の里山というのは農業林ですね。もともと薪炭林や、落ち葉や枝を肥料として水田に入れるとか。そういうふうに、例えば10年から20年の間隔で切って利用する、枝葉を利用する、落ち葉を利用するという形で、農業と密接に結びついて日本で水田が形成されて以来、利用されてきた林ですね。

ですので、そういう人間が定期的に手を入れなければいわゆる里山というのは維持できないと思うのです。そういうことも含めて里山を整備なのか、単に竹を切って何か広葉樹類や何かを植えることだけを考えているのか、その辺がちょっと見えないのですが、その辺どんなふうにお考えなのでしょうか。

太田副課長

1つ、今回の公募事業でやっていた森づくり——民間の人たちがやられている森づくり、これについては県の補助事業のほうへ組み込んでいこうということと考えてございます。市町村の森

というのを膨らませて、県民参加の森ということで、大きくしようと思っているのですが、その中でその団体さんが地域の里山をどのように自分達で守っていくのかという、自分達の自己提案ですよね、こういう里山自体。という自己提案の中で里山を整備するものに対して支援していこうというものを今回は新たに設けてございます。

そういう中で、県としてもそういう家の裏山で里山と言いなから、昔みたいに活用するというイメージではなくて、裏の里山を単に整備するというものもございますけども、そういう地域の方が里山を守っていく、そういうものもやっていこうということで、少し広い意味での里山という形で、対応するような形で考えてございます。

東課長

本来から言いますと、先ほど■■■■委員がおっしゃったように、あくまでも里山イコール地域住民の生活の場、生活に密着した山という感じの、本来そういった形で里山は保全されてきたと。実際、現在となれば生活と疎遠になっているということの中で里山が荒れてきたという今までの経過がある中で、地域の山を地域の方々誰でも入っていけるというのですかね、入りやすい、愛着を持ってもらうという、そういった景観を整備していただいていく、というイメージを現在持っています。

それから、その地域に応じた里山をイメージしていく。獣害とかある中で、集落の周りを整備してバッファゾーン的なものを野生鳥獣と人間との境界線をそこでつくっていくというイメージになるとか、いろんな地域ごとのイメージがあるのかなと、想像はしています。

できれば地域の方に愛着を持って育てていただく、管理していただくというイメージを自分の中では持っています。

■■■■委員

その場合に、例えば住民の皆さんの要望あるいは思いだけでいいのか、あるいは一律な里山をイメージすることはないと思うのですが、例えば公園化をメインにしたものとか、本来のコナラ類みたいなものをイメージしたほうがいいのか、あるいはもう少し南の地域であれば常緑広葉樹林の里山をイメージする、幾つかのパターンがありますよ、みたいなことを県のほうで例にして、こんな整備のやり方もありますよ、みたいなことは提示されると、

住民の方も、この中でここではこんな整備してみたらどうだろうみたいなことは考えやすくなるのかなと。

東課長

はい、そういったことは事務局のほうでイメージ図——花木を植えるのだったら、今でしたらミツマタを植えてきれいな山づくりをしていくとか、いろんな山があると思うので、花木を中心にした山とか、いろいろなパターンがあると思うので、そういったことも整理していきます。

委員

花の郷づくりというのも、そういうものの一つみたいなものですかね。

東課長

そうですね、はい。

委員長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

この要綱の見直し自体については、改正についてはよろしいでしょうか。

[各委員うなずく]

委員長

それでは、次の議題に入らせていただきます。

議事の3つ目です。「紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱の一部改正について」です。

こちら、当局から説明をお願いいたします。

中村班長補佐

それでは、議事の3つ目の「紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱の一部改正について」説明させていただきます。

資料3に、新旧対照表がありますが、これまで委員会を開催するに当たって書面開催という記載がなく、対面での開催のみを想定した要綱になっていたのですが、どうしてもやむを得ない事情がある場合等には書面での開催もできるようにと要綱を改正したいと考えております。

説明については以上です。よろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございます。

ただいま説明のあったとおりですけども、何かご質問、ご意見等ございますか。

実態に即したということかと思います。

よろしいでしょうか。

[各委員うなずく]

委員長

それでは、この議題3つ目について承認したいと思います。

本日の議題はこれで終わりなのですけども、ほかにもいろんな意見がこの公募事業の終了に当たって出ましたが、ほかにもし全体を通じてご意見あればお聞きしたいと思いますんですけども、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

[各委員うなずく]

委員長

はい、ありがとうございます。

やっぱり先ほども申し上げましたけども、今回、公募事業が終了するということで、これからはそれが県民参加の森づくりのような形と、あと緑育推進の形で、いわゆる補助事業としては継続するということなのですが、この変更にあたっては、毎度のことですけども、周知をぜひしっかりしていただきたいということと。

あと、今日いろいろと話題になったところから見ましても、例えば里山整備とか花の郷づくりとか、そういうことも含めて、県民の方にどういう部分をどんなふうに参加していただくのか、あるいは何ができるのかみたいなことを改めてこの機会なので、各振興局を通じて、あるいは県としても県民に伝えていくことがすごく重要なのではないかなと思います。

例えば、森林山村多面的機能発揮交付金も使って、そういう自発的な森づくりを結構促進してきたと思うのですよね。今はダブルで補助ができないので、この基金がある限りはなかなか難しいかもしれませんが、例えばこういう方法もあるということを地域の皆さんにお知らせしていく、いろんなほかの資金まで含めて県民としてどういうふうにする森づくりに参画できるのかということと、これを改めて見せていくことが必要なかなと思います。

それともう1点は、この運営委員会自体は、主に公募事業の審

査をすることが1つの大きなミッションでありましたが、それが今回なくなるわけですが、やっぱりこの県民税が適切に森づくりのために使われているかどうかをチェックするという意味では、相変わらずこの委員会というのは非常に重要な意味を持っていると思います。

先ほど懸念もありましたように、補助事業になっていけば県民参加の森づくりになったときに、あるいは緑育になったときに、どんなふうに各団体さんとかを募集していくのか、巻き込んでいくのか、審査していくのかがまだ今見えない状況にありますけども、少なくともこの基金を使ってそういう取組がなされていくという点においては、どのような形になるか分かりませんが、事後でもいいので、今こんなふうに活動がこれで行われていると。それについて、もっとこういうふうにしたほうがいいのではないかと、ここには問題があるのではないかと、そういう意見は、いろんな各団体から代表として出てきていただいている運営委員には、そういう幅広いチェックができるころだと思っています。

それで、引き続き何らかの形でその取組自体を見える化できる、そんなこちらからの意見もお伝えできるような、そのような場をぜひ設定していただけますように、私委員長としてはお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

[各委員うなずく]

委員長

はい、では委員の皆様にはたくさんのご意見などいただきまして、本当にありがとうございます。会議の進行にご協力いただきましてお礼申し上げます。ありがとうございます。

太田副課長

委員長、大変ありがとうございました。委員の皆様、長時間にわたりましてご審議いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議の内容につきましては、事務局にて議事録を取りまとめ、各委員の皆様には発言内容をご確認いただいた後に、冒頭に委員長から議事録署名人としてご指名をいただきました委員と委員に署名をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、「令和 6 年度(3 月)紀の国森づくり基金運営委員会」を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中本当にありがとうございました。

閉 会 午前 10 時 37 分